

抗加齢歯科医学研究会規則

総則

第1条 本会は抗加齢歯科医学研究会 (Society of Anti-Aging Dental Medicine) と称する。

第2条 本会は事務局を東京都江戸川区西葛西 3-16-20-408 (有) シーアンドシーユーミックス内におく。

第3条 本会は日本における歯科医学分野での抗加齢医学の普及のための検査、診断、治療などの向上を計ることを目的とする。

事業

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学術集会ならびに講習会
- 2) 抗加齢歯科医学に関する最新の情報交換
- 3) その他本会の目的達成に必要な事業

会員

第5条 本会の会員は日本抗加齢医学会の会員で本会の目的に賛同する個人とする。入会には事務局または代表の承認を必要とする。賛助会員は会費一口 15 万円/年として、一口につき、一名で当該年度の研究会参加資格を得る。

会員の義務

第6条 会員は本会が主催する学術集会・講習会への参加において参加費を納入しなければならない。

会員の権利

第7条 会員は次の権利を有する。

- 1) 研究会への参加。
- 2) 本会が主催する学術集会・講習会への参加。
- 3) 抗加齢歯科医学に関する最新情報を入手。

役員

第8条 本会には次の役員をおく。

- 1) 代表一名。
- 2) 世話人若干名。
- 3) 世話人の任期は3年とする

会議

第9条 本会に世話人会を置く。

2. 世話人会は年に1回以上開催する。
3. 議長は世話人会代表とする。
4. 会議の招集は代表が行う。
5. 世話人会は本規約に別に定めるもののほか、次の事項を決する。
 - 1) 予算を含む年度事業計画の承認
 - 2) 決算を含む年度事業報告の承認

学術集会

第10条 本会は学術集会、講習会を開催する。

会計

第11条 本会の運営は参加費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

会計年度

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

規則の変更

第13条 本会は世話人会の議を経て変更することができる。

付則

1. 本規則は平成19年4月1日より施行する。
2. 平成22年1月1日改正。